

第2章 公的年金制度の概要

1 公的年金の制度体系

(1) 国民皆年金

我が国の公的年金の特色の一つは、全国民が職業や所得等に関わらず公的年金でカバーされる「国民皆年金」の制度を探っていることであり、このような体制は昭和36(1961)年に国民年金制度の適用が始まったことにより整備されたものです。

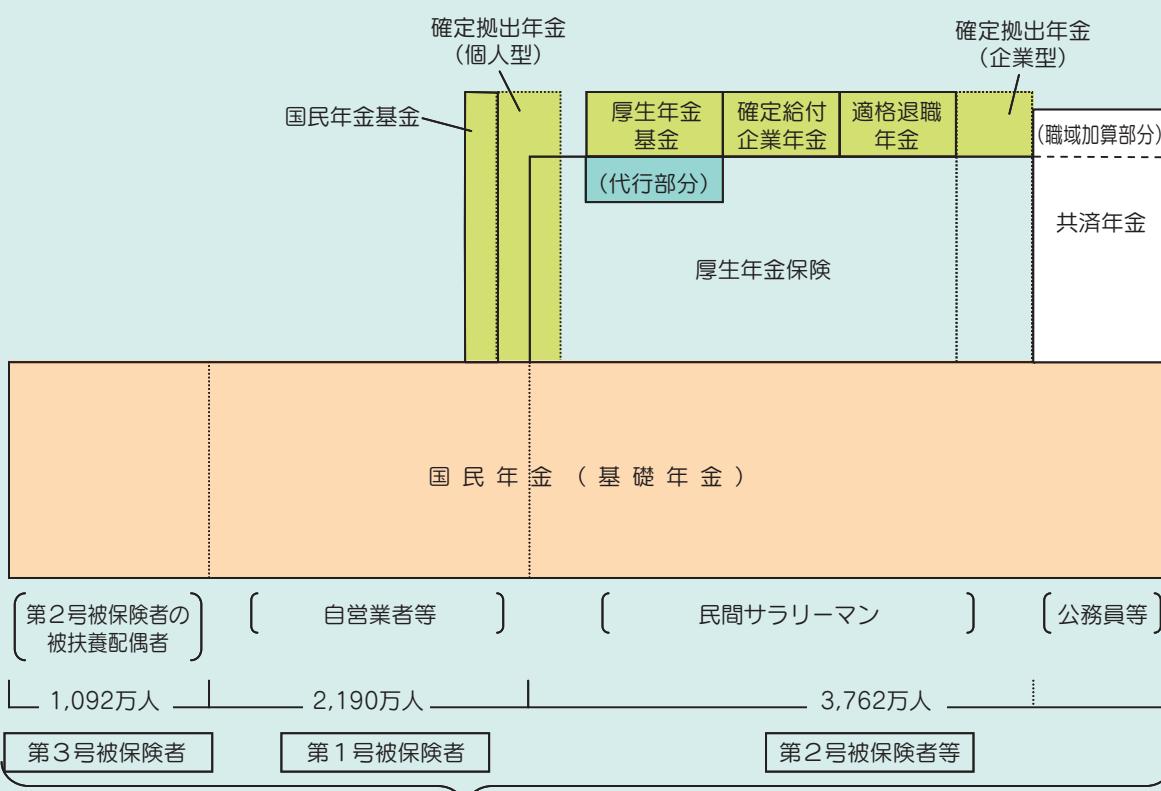
(2) 「2階建て」の制度体系

その後、昭和61(1986)年の制度改正により、基礎年金制度が導入されました。

この結果、現在では、現役世代は全て国民年金の被保険者となり、高齢期になれば加入期間に応じて定額の基礎年金の支給を受けます。民間被用者や公務員等は、これに加え、厚生年金(共済年金)に加入し、基礎年金の上乗せとして過去の報酬と加入期間に応じて報酬比例年金を受けることになります。

〈図表2-1〉

(数値は平成18年3月末)



※第2号被保険者等は、被用者年金被保険者のことをいう（第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む。）。